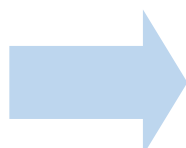


# ※ 高校生相当年齢の入院医療費の助成制度 を利用ください。

中学校卒業まで通院及  
び入院医療費を助成



高校生相当年齢について  
は入院医療費を助成

※高校生相当年齢とは、平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの方です。  
(令和4年4月1日対象者)

配偶者のある者や就労者も含み所得制限はありません。また、18歳の年度末を超えて高校に在学していても受給の対象とはなりません。

※成人した方は、本人が請求者となります。(委任状があれば代理申請できます)

## Q & A

Q1 高校生相当年齢の入院医療費助成を受けるにはどうしたらよいですか？

A、中学生までの様に受給者証は発行しません。医療機関で自己負担を支払後に下記の書類をお持ちいただき保険年金課で申請をしてください。

持ち物

健康保険証、領収書(診療点数表示のない場合は明細書も)、振込先口座の分かる通帳等、健康保険組合からの高額療養費等の支給不支給等のわかる書類

Q2 申請後返金までにはどの程度かかりますか？

A、数ヶ月かかることがあります。振込日が決まりましたら振込予定日を通知します。

Q3 学校内や通学途中等のケガによる入院も助成の対象ですか？

A、学校で保険に加入していると学校への手続により4割が返金されます。双方から支給することはできません。学校へご相談ください。

Q4 障がい者医療等他医療受給中ですが、影響はありますか？

A、基本的にはありません。裏面をごらんください。→

問合せ先

みよし市役所 福祉部 保険年金課 0561-32-8016 (直通)

R4年度用

# 高校生相当年齢期間で他医療受給者証をお持ちの方へ

母子家庭等医療受給中の方

受給者証 水色

障がい者医療受給中の方

受給者証 黄色

精神障がい者医療（全疾病）受給中の方

受給者証 深緑色

精神障がい者医療（精神のみ）受給中の方

受給者証 黄緑色

変更はありません。

外来入院ともに現在の受給者証で対応できますので、今までどおり各受給者証を医療機関の窓口で健康保険証と一緒に提示してください。

変更があります。

詳細は下記をご覧ください。

精神のご病気に関する入院外来

今までどおり医療機関受診時に健康保険証と一緒に受給者証を提示することで、自己負担分を助成します。ご本人の医療機関でのご負担はありません。

精神のご病気以外の入院

子ども医療拡大分は受給者証を発行しませんので、一旦医療機関窓口で自己負担をお支払いいただき表面Q1の手続をいただくことで後日市から返金します。

精神のご病気以外の外来

助成はありません。今までどおり自己負担をお願いします。

問合せ先

みよし市役所 福祉部 保険年金課 0561-32-8016 (直通)